研究調査会議 運営要綱

(役割)

第1条 研究調査会議は本学会の研究調査活動および通信教育に関する主要事項について審議ならびに調整を行ない、その活発な推進を図る。

(審議事項)

- 第2条 会議の主要な審議事項は次の各項とする。
 - (1) 研究調査に関する基本方針、計画および施策
 - (2) 年度活動計画·年度活動報告
 - (3) 学術振興活動および国際交流に関する重要事項
 - (4) 全国大会および部門大会等に関する重要事項
 - (5) 公開技術会合の開催、共催、協賛、後援および技術委員会主催の国際会議に関する事項。
 - (6) 研究調査に関する本学会各組織間(部門研究調査運営委員会が審議する技術委員会の新設、統 廃合等の調整、電気規格調査会との調整等)、ならびに本学会外部機関間(他の学会または委 員会等との共同活動との調整等)の調整事項
 - (7) 特別技術委員会の運営に関する重要事項
 - (8) その他、研究調査活動に関する重要事項

(構成)

第3条 会議の構成は次による。

議 長 副会長(研究調査担当)

幹 事 研究調查理事

委 員 專務理事、各部門研究調查担当副部門長

2. 議長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(下部組織)

- 第4条 本会議の下部組織として、「全国大会委員会」「連合大会委員会」「特別技術委員会」の 3 の委員会を設置する。
- 2. これらの委員会の運営は、各々別に定める「全国大会委員会運営要綱」「連合大会委員会運営要綱」「特別技術委員会・特別調査専門委員会 運営要綱」による。

(招集)

- 第5条 会議の開催は、原則として年4回以上とする。
 - 2. 会議は議長が招集し、事務局が関係者に通知する。

(定足数)

- 第6条 会議の成立には構成員の過半数を要する。
 - 2. あらかじめ議長の承認を得た場合は、代理出席ができる。

(議決の方法)

- 第7条 議案の採決には、出席構成員の過半数を要する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。 (事務)
- 第8条 事務局は電気学会事業サービス課とする。
 - 2. 事務局は、資料の整備等会議に必要な整備を行なう。

3. 議事録は事務局が作成し、次回の会議で確認の後、別に定める期間、保管する。

(付則)

- 1. 本運営要綱は平成3年3月26日、理事会において承認制定。
- 2. 本運営要綱は平成3年5月24日より施行する。
- 3. 本運営要綱は平成9年10月1日、理事会において一部改正。
- 4. 本運営要綱は平成10年5月21日、理事会において一部改正。
- 5. 本運営要綱は平成12年12月13日、理事会において一部改正。
- 6. 本運営要綱は平成23年10月6日、理事会において一部改正。